

4 施策体系

I 地震から命を守る

- 1 建築物等の耐震化を進めます
 - (1) 住宅等の耐震化
 - (2) 公共建築物等の耐震
 - (3) 公共構造物の耐震化
- 2 命を守るための施設等を整備します
 - (1) 津波を防ぐ施設の整備
 - (2) 津波から逃げる環境の整備
 - (3) 津波に備える体制の整備
 - (4) 避難地・避難路の確保
 - (5) 土砂災害防止施設等の整備
 - (6) 緊急輸送路等の整備
- 3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します
 - (1) 防災拠点等の強化
 - (2) 情報収集・連絡体制の強
 - (3) 消防力の充実・強化
 - (4) 広域支援の受入れ体制の強化
- 4 医療救護体制を強化します
 - (1) 災害時の医療体制の充実・強化
- 5 災害時の災害情報伝達体制を強化します
 - (1) 迅速・的確な情報伝達
- 6 複合災害・連続災害対策を強化します
 - (1) 原子力防災対策の強化
 - (2) 富士山火山防災対策の強化
- 7 地域の防災力を強化します
 - (1) 自主防災組織の活性化
 - (2) 県民等の防災意識の高揚、防災教育の充実
 - (3) 防災訓練の充実・強化
 - (4) 災害時要援護者の避難体制の整備
 - (5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化

II 被災後の県民生活を守る

- 8 避難生活の支援体制を充実します
 - (1) 避難所運営体制の整備< 4 >
 - (2) 被災者の健康支援体制の整備< 3 >
 - (3) 災害時要援護者の支援体制の整備< 5 >
 - (4) 地域やボランティアとの連携強化< 3 >
- 9 緊急物資等を確保します
 - (1) 緊急物資の備蓄促進< 5 >

III 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

- 10 災害廃棄物などの処理体制を確保します
 - (1) 災害廃棄物などの処理体制の確保< 1 >
- 11 被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進めます
 - (1) 被災者の迅速な生活再建の支援< 3 >
 - (2) 地域の迅速な復旧、復興の推進< 3 >
 - (3) 遺体への適切な対応< 2 >